

# 『行為の因果説について』

高橋隆雄

「行為の因果説」と呼ばれる説について考察してみたい。「行為の因果説」の主張として私は便宜上スタウトランドの定式をあげてみることにする。それによると、行為の因果説は次の二つの（相互に密接に関連した）主張をする。(1)行動（行為）は或る仕方ではひきおこされ（caused）ない限り、つまり、或る特別の種類の原因をもたない限り、意図的（intentional）ではない。(2)意図的行動の説明で説明として承認できるものはすべて因果的である。特に、行為者の行為をした理由を与えることによって説明するとき、我々は彼の行動の原因を特定する。それゆえ、理由とは或る種の原因にほかならない。

右にあげたような行為の因果説の細部については論者によって種々の差異があるが、行為の因果説という立場を採る理由は、ほぼ一定していると思われる。それは、行為者が或る行為をして「かつ」それについての理由をもっているということと、彼がその理由「のゆえに」行為をするということとを明確に区別するということである。例えば、ある人が大型の乗用車に買いかえたとする。この行為の理由として「今までのでは五人家族には狭すぎる」ということをあげるかもしれない。しかし本当は、近所の人々に対する見栄からそうしたのかもしれない。この「本当は」ということを表わすのが行為の「説明」であり、行為の単なる「正当化」とは異なるものである。行為の理由をあげることが、行為の説明であるためには、理由と行為が「のゆえに」という関係で結ばれていなければならない。そして、行為の因果説によればこの

## 『行為の因果説について』

「のゆえに」の表わすところのものが因果的な関係にほかならないのである。理由は、それがその行為の原因である時のみ、本当の理由として認められることになる。

この種の主張をする人々の中で、現在もっとも有力な議論を展開していると思われるデヴィッドソンの説を以下に略述し吟味してみることにする。

デヴィッドソンは、行為の説明をするこの種の理由を「根本理由 (Primary reason)」と呼ぶ。これにはまず (a) ある行為への身構え (pro attitude)、例えば、欲求、欲望、衝動等がある。また道徳的見解、美的感覚、社会的規約、私的公的な目標や価値も行為への構えとして解される限りにおいてこれに含まれる。そして (b) 彼の行為がその種のものであると信ずること (知ること、わかること、気づくこと、想いだすこと) がある。つまり簡潔に言えば、欲求と信念の二つが根本理由を構成している。

欲求と信念を提示することで行為はその理由と意図が明らかに、理性の光の下で見られることになる。つまり行為は合理化 (rationalize) される。これらの理由によってひきおこされる行為が意図的行為である。行為の分析の中枢に位置するところの意図的行為の分析は、理由と行為の間に存する因果的關係の分析にほかならないことになる。

行為の理由を与えるということはそれに解釈を与えることであり、それまでは不可解で無意味に思える行動を、我々になじみの図柄に適合させるために種々の文脈へ再記述することであるという、ヴィトゲンシュタイン流の説もデヴィッドソンは認めている。彼が主張するのは、そうした解釈なり再記述が行為の説明である限り、根本理由が前提されねばならないということである。行為の根本理由の存在は説明が説明であるための必要条件である。

例えば、ある人が車で交差点にさしかかったときに窓から手を出して上げたとする。「君はなぜそうしたのか」との問いに対して種々の答えが予想される。「曲がる合図をするためだ」と答えることで行為を交通規則という規約の文脈に再記述することができる。また「向こうの角に見えるレストランに行きたいから」と答えて自らの行為の目的を与えること

もできる。「そうしないと罰金をとられるからだ」と述べることもあろう。「この場合にはそうするのがドライバーの義務だからだ」と答える人もいるだろう。こうした回答はふつう行為者のしたことの説明としてうけとられる。しかしそのことは、行為の原因である欲求と信念の存在を前提としてのみ成り立つことである。たしかにふつうの場合には欲求と信念に明からさまに言及することは稀であろう。「私は向かいの角のレストランに行きたかった。そして、私は、そのためには差点で曲がらねばならず、それには手を窓から出してあげなければならぬ、ということを確認していた」という理由の提示はいかにも冗長である。けれども、原因と解されるこの種の理由の存在は、行為が意図的であるための必要条件であり、また、行為の説明が説明であるための前提である。デヴィッドソンの主張の要点はこのように理解することができるだろう。

### 反因果説への反論

行為を説明する根本理由を行為の原因であるとするのは、伝統的な説の復権をもくろむものであり、そうした説に向けられた様々な批判に答えていかなければならない。デヴィッドソンもそれを行なっている。この議論をみていくことで、我々は行為の因果説の中における彼自身の独特の立場を知ることができるだろう。

まず、根本理由は行為への構えと信念より成っているが、これらは状態 (state) あるいは性向 (disposition) である。出来事 (event) ではないので原因ではありえないという批判がある。これに対しては、欲求や信念としての理由を状態や性向とせず、状態や性向の到来・生起と解釈することでそれらを事象とみなすことができる。これについてはこれ以上詳しく検討はしないことにする。

次の批判はいわゆる論理的結合の議論 (logical connection argument) である。メルデン ("Free Action") による

## 『行為の因果説について』

ば、原因はその結果と論理的に異なるものでなければならぬが、理由は行為を再記述することで理解可能なものとするのだからここには二つの事象ではなく異なる記述のもとにおける唯一つの事象があるにすぎず、理由は原因となりえない。分岐の時間と行為の発生との間に因果関係があることは、行為の発生が原因となり、行為の発生が結果となる。

これは、欲求と行為の間に存在するのは単なる事実的關係ではなく、論理的な關係であるとする主張である。例えば、ライトをつけることと、ライトをつけたいということとの間には論理的と言える關係があるように思える。行為の因果説を支持する人々は、これに対して、右に述べた關係は、ライトをある時ある所でつけるという個別的行為と、ある時ある行為者に生じたライトをつけたいという個別的欲求との間に存する關係とは別物である、と答えている。一方は論理的・志向的關係であるのに対し、他方は事実的・偶然的な關係である、と云うのである。デヴィッドソンは、欲求の志向しているところの行為は、ある時ある所でなされる個別的行為ではありえないと述べているが、これも同様の議論とみなすことができるだろう。

論理的關係が存在するというのは、単に、欲求とそれが志向する対象の間のみならず、「欲求」という概念と「行為」という概念の間でもある、という議論がある。この主張によれば、Aを欲求するとは、Aを達成するためにどんな行為もするだろうということの意味する。理由と行為の關係は、例えば「それは水溶性であり、水中に入れられた」と「それは溶けた」との關係と同様のものになるだろう。後者もある程度の説明能力をもつとデヴィッドソンは言うが、そのトリヴィアリティは認めざるをえない。しかし、欲求と行為の關係は実は右のような關係とは異なるものであることを彼は主張する。水溶性が、単一の種類のテストによって定義される純粋な性向であるのに対し、欲求はそれが合理化するところの行為によっては定義することができないからである。例えば、欲求についてはそれが合理化するのではない行為や感情における表現等も重要な基準となりうるのである。それゆえ、その与える説明も水溶性の例のようにトリヴィアルなものではない。

次の批判は個別因果言明 (singular causal statement) に関するものである。行為の因果説が欲求と行為の間に存在すると主張する因果性は、自然科学における言明に現れる因果性と異なるものではない。それで行為の領域も科学的説明の図式でもって説明できることになる。しかし、そうすると非常に困難な問題が生じてくる。ヒュームの説では、個別因果言明「AがBをひきおこした」は、「Aと類似するすべてのものにBと類似するものが続いて起こる」という一般的言明を含意しているが、欲求や動機がある行為をひきおこしたという場合にはそう言えないからである。例えば(ハート・オノレの例)「他の誰かが脅したので彼はそれをした」という言明は「もしその状況が反復されれば同じ行為が生ずるだろう」ということを含意していないし主張してもいない。脅しと行為者のそれぞれを詳細に規定していくことで厳密な法則へと改良していくことができるという考えに彼は賛同しない。行為の決定は競合する諸欲求や諸信念間の勢力関係をその本質的要素として含んでおり、行為の予測も一種類の欲求と行為の関係の精密化によっては達成することができないからである。

このアポリアに対してデヴィッドソンは、因果性に関する独自の解釈を提唱する。その解釈のよりどころは、石が当たって窓ガラスがわれるという事例について、石の当たったことを原因とする個別因果言明が、石の衝突と窓の破壊の間の厳密な法則を知ることなしに真であると知りうる、という事実にあるように思われる。あらかじめ厳密な法則を知っているということは個別因果言明を真であると知るための必要条件ではない。それゆえまた、個別因果言明が厳密な法則を含意している必要もない。

それでは個別因果言明は一般化と無関係であり、ヒューム流の因果関係は放棄されることにならないのか、という疑問が生ずる。デヴィッドソンは、因果性についてのヒュームの主張を再解釈することにより、自説との調停をはかる。彼によるとヒュームの説は二通りに解釈することができる。一つには、個別因果言明が或る特殊な法則を含意する、と

## 『行為の因果説について』

いう解釈で、他には、個別因果言明が含意するのは、何らかの因果法則が存在するということにすぎない、という解釈である。この後者が彼の因果性の説と合致するものである。後者こそ因果的説明の殆どの場合に適合するのであり、この立場によらなければ、我々がふつうにしている因果的説明は因果的説明と呼ぶことができなくなり、行為についての因果的説明も、因果性に関するこの解釈に依拠していると彼は主張する。

「石があたつて窓ガラスがわれた」という個別因果言明は、石の衝突とガラスの破壊の間の厳密に量的な法則関係を知ることなしに真であると知りうる。その個別因果言明の含意することは、石の衝突とガラスの破壊の間には厳密な法則が存在しているに違いないということにすぎない。また、その法則も「石の衝突」「ガラスの破壊」という語句を用いたものである必要はない。「石の衝突」「ガラスの破壊」の指している事象に関する記述であればよいのである。このことは、行為の場面に就いて言えば、欲求と行為の間に存在するとされる法則に使用される概念と、合理化において用いられるものが異なる種類のものでもよいことである。その因果法則に使用される概念は、神経生理学的なものであるかもしれないし化学的、物理学的なものであるかもしれないとデヴィッドソンは言う。

理由と原因を異なるものと主張する立場よりの批判には、自らの意図を知るのは誤りえず観察も帰納も不要であり、因果的關係を知る仕方とは異なる、というものもある。この批判に対しては、まず第一に、自らの行為の理由や動機についても誤りうることを指摘する。競合する欲求や動機の存在するとき、我々はたしかに誤りうるだろう。しかし、意図や動機を知るとき、ふつうには証拠を必要としないし観察によってもいらないということについてはどうであろうか。デヴィッドソンの回答の論拠は、ここでも因果性に関する彼の解釈にある。因果法則が存在することを知らぬのに帰納はすぐれた方法である。だが、帰納のみが因果法則の存在を知る仕方ではない。実際、たった一つの事例でも因果法則の存在を確信させる、というようなことがあると彼は述べる。ガラスに石があつた例でこのことを考えてみると、石がぶつかり窓のガラスがわれるということを目撃したとき、われわれは「石があつたので（それが原因で）ガラスがわ

れた」という個別因果言明を直ちに真であると確信することができる。自ら石を投げて別のガラスをわるまでもなく、ただ一度の事実がその言明を強力に支持する。ここでは帰納的一般化はなされていないと言うことができる。また、ここで何らかの因果法則の存在が含意されていることも我々は同時に確信しているように思われる。また、ここで「意図的行為の分析」

このように行為の原因と理由の峻別を主張する立場からの批判に答えたうえで、デヴィッドソンの目ざすところは行為論のかなめである意図的行為の分析を因果関係を用いて推進することであろう。意図的行為は、ある特徴的な仕方でおこなされた行為であるから、この「特徴的な仕方」の分析が焦点となってくる。そのまゝに「特徴的な仕方でおこなされる」ということが登場する理由についてみてみよう。

まず、欲求・信念によって「ひきおこされる」ことが意図的行為の成立にとって必要なのは、ゴールドマンのあげた次の例からわかるだろう。ディナーパーティの席でのことである。Sはそのパーティのホストにうらみを抱いている。そして、ホストに何とかして気まずい思いをさせたいと思っていて、テーブルにだされたスープを飲みながら顔をしかめればホストは気まずくなるだろうということを知っていた。そのとき偶然にも他の誰かが不注意にもSのスープの中に異物を混入してしまい、それを知らずに飲んだSは思わず顔をしかめてしまう。ここには確かに欲求（ホストに気まずい思いをさせたい）と信念（スープを飲んで顔をしかめればホストは気まずくなる）が存在し、欲求されたような行為（顔をしかめる）もあるが、これを意図的行為と呼ぶ人はいないだろう。Sのしたことは単なる反射的な行動にすぎないのである。欲求と信念が行為に先立って存在し、欲せられた行動がなされたというだけでは不十分であり、意図的行為の成立には、その欲求と信念がその行為を「ひきおこした」ということが必要である。これは行為の因果説の強調するところであり、

## 『行為の因果説について』

この説そのものの主張根拠でもある。ところがこの条件だけでは不十分なことは次の例から明らかになる。(チザムのあげた例) 伯父を殺せば遺産が手にはいると信じている男がいて、彼はまた実際その遺産を手にいれたいと思つてゐる。この欲求がつのつて彼は思いがけない仕方では伯父を殺してしまふ。(例えば、伯父を殺害しようとナイフを隠しもつて伯父の家を訪ねていく途中で、欲求がつのり興奮のあまり前を歩いてた人の背中を刺し死に至らしめる。それが偶然にも伯父であった。) 欲求と信念は単に行為をひきおこすのみでなく、行為者の行為プランに従つた仕方ではひきおこさなければならぬ。つまり、実践的推理 (Practical reasoning) のパターンに沿つた因果連鎖が要求されるのである。

このように欲求・信念と行為の間にある因果関係は規定されるが、はたしてこれで十分な規定となつてゐるであらうか。デヴィッドソンはそれが不十分なことを次の例によつて示している。絶壁を登攀してゐる二人の登山家のうち一人が足を滑らせロープに宙ぶりの状態になる。その男を支えるもう一人の男の腕にかかる重量は体力の限界に達し、このままでは二人とも転落しかねない状況である。このとき、支えている男の脳裏を、耐えがたいこの重さと転落の危険から逃がれたいという欲求と、ロープをもつ手をゆるめさえすればその望みがかなうという考えがcaused。この欲求と信念が彼の全身から力を奪いロープをもつ手をゆるめるといふことをひきおこす。ここでは欲求と行為が行為者のプランに沿つて行為をひきおこしているが、彼は決してその行為を自ら選択した、意図的にした、とは言わないだらう。意図的行為を生じさせる因果連鎖の規定は、このように実践推理のパターンをもつても十分なものとはならないのである。

ゴールドマンもこうしたことに気づいていたようである。彼は行為プランや実践推理のパターンへの訴えによつても処理できない諸事例を、「ある特徴的な仕方ではひきおこされる」という限定によつて排除しようとする。欲求・信念と意図的行為の間には意図的行為に特徴的な因果性があるというのである。それでは意図的行為の分析は循環しないだらうか。行為が意図的であるための必要十分条件をゴールドマンは求めているが、その条件の中に「ある特徴的な仕方では」といふ



語句が登場せざるをえない。しかも、この語句は「意図的行為に特徴的な仕方」の省略形であると思われるのであるから、意図的行為の成立の必要十分条件を、行為の意図性を用いて与えることになる。ゴールドマンはここに少なくとも悪循環はみていないように思われる。彼は「ある特徴的な仕方」の規定は哲学の領域ではなく、神経生理学の分野の仕事であるとしている。我々が直観的に理解している「ある特徴的な仕方」を、順次情報を増やしながら規定していくことが可能であると考えているのである。

しかし、ゴールドマンの主張をたとえ認めても哲学の領域においてはともかく循環は避けられない。意図的行為の必要十分条件の規定は欲求、信念、行為プラン、因果性といった概念のみではできず、行為の意図性が必要とされるのであるから、この分析は「AはBであるところのAである」という図式で表現されるものにほかならないだろう。つまり「A」の定義ではなく特性・特徴の記述がなされているにすぎないのである。この意味では、デヴィッドソンの考えをみてみると彼は、欲求・信念から行為に至る因果連鎖の「正しい仕方」の探求について、それが分析的であるか経験的（科学的）であるかのいずれかであるとしている。意図的行為の諸条件が最終的に確定（ここでは厳密な因果法則が条件と帰結を結合しているが、「原因」という語への表立った言及は登場していない、とされる）したとして、その諸条件に心的な概念が用いられているのが前者である。しかしここには、例えば「他に優越する欲求」というような、論点回避の概念を不可避的に用いざるをえず、分析は成功しないと主張している。「正しい仕方」を「意図的な仕方」に置きかえることは先のゴールドマンと同じく循環に陥り、それへの言及を避けて因果的心的概念のみで分析を遂行しても、論点回避の用語を導入せざるをえない、ということは結局、意図的行為の分析を因果的概念を用いて遂行する試みの挫折を物語るものであろう。

それでは、第二の方法である経験的・科学的な方法の場合はどうだろうか。この場合、意図的行為の成立の諸条件（といっても個別的、行為の生起の条件のことではない）は、物理学あるいは少なくとも行動主義的な概念を用いて述べられ

『行為の因果説について』

『行為の因果説について』

る。ということとは、心理学的領域と物理学的領域を或る厳密な因果法則で結合することになるだろうが、このような法則は可能だろうか。デヴィッドソンはこれに対して否定的である。行動の理論を正確で有力なものとするためには、行為者の信念や動機をつくる体系を考察しなければならないが、証拠からこの体系をひきだすさいに、首尾一貫性・合理性・整合性といった条件を課さなければならない。これらの条件に合致するように、証拠の増大とともに理論体系そのものを調整していくことが必要である。この意味で心理学的領域は全体論的 (holistic) である。ところが、こうした諸条件は物理学理論には全く見当たらない。それゆえ、心理的現象と物理的現象の間には厳密な法則関係を立てることはできないのである。

この主張と、心理学的領域が閉じた体系をなしていないということと、心理的と物理的現象間に因果関係が存在すること、因果関係が存在すれば二つの事象 (原因と結果) をカバーする法則の閉じた体系が存在するということが、一元論を導出するとデヴィッドソンは言う。心理的事象の各々は物理学的用語で記述されうる。心理的事象は物理的事象である。心理と物理間には厳密な因果法則は存在しないが、物理学的に記述された心理的事象と物理的事象の間には存在している。心理的事象も物理的事象も記述されるという点において、心理的事象と物理的事象は等しいのである。

井そうすると根本理由と呼ばれるものは心理的と物理的の二面をもち二つの役わりを果たしていることになる。一方では、心理的構え (欲求・信念等) として意図的行為の説明を行ない、他方、物理的事象 (脳内の過程や神経生理学的状態や出来事) として、行為をひきおこす原因の役を担っているのである。合理化と因果性の結合は、心理的事象は物理的事象であるという一元論に基づいている。但し、心理と物理間に厳密な法則は不可能であるということから、欲求・信念と

行為の間には粗い一般化しか見出すことができず、因果法則は、欲求や信念と同じであるとされる物理的事象と行為の間に存在するとされ、合理化と因果性には微妙なギャップが介在することになる。欲求・信念が行為の理由となり行為を合理化し、また、行為の原因として行為を因果的に説明するという行為の因果説本来の立場は、ここでは一元論と結合して巧妙な変様をうけている。

一元論の枠組みは前に述べたように、三つの命題の連言から導出されたものである。ここでは心理的事象と物理的事象の間に因果関係（心↓物と物↓心）が存在するという命題と、因果関係が存在すれば原因と結果の二つの事象をカバーする法則の閉じた系が存在するという命題について考えてみよう。

問題は心↓物への方向をたどる行為と、物↓心への方向の知覚の両場面に関与しているが、ここでは前者のみを扱うことにしたい。（後者にも同様な議論が成立するとみられる。）欲求・信念と行為の間にある因果関係とは、欲求・信念「のゆえに」行為が生じたということであらわすものである。この因果関係が或る厳密な因果法則の存在を含意するということは、個別因果言明に関してデヴィッドソンの与えた独自の解釈に基づいている。「のゆえに」のあらわす関係は、法則的關係があらかじめ知られていなくとも成立していると知られるものであり、また、非帰納的に直接的に知られるものであるのみならず、ある厳密な法則が存在しているということを含意するものであることにより、「のゆえに」の關係と、一般的な因果法則との間を調停することができたのである。

これに対して「のゆえに」の關係は本来、事象の記述のされ方に影響されるものであるという点から右の調停を批判する人もいるかもしれない。「AのゆえにBをする」は、A、Bの記述のされ方に真理値が依存するという意味で、「A」「B」は指示的に不透明である。例えば、将棋の対局中に右手を動かし3四桂とうち王手をかける、と同時に盤の縁にいたハエを驚かしとび去らせるとする。この場合、デヴィッドソンやアンスコム（"Intention"）の説によれば、右手を動かす、3四桂とうち王手をかける、ハエを驚かす、これらは同一の事象についての四種の記述である。ここで「王手をかける

## 『行為の因果説について』

という理由のゆえに「3四桂とうつ」「3四桂とうつ」という理由のゆえに「右手を動かす」とは言えるが、「3四桂とうつ」という理由のゆえに「王手をかける」とは言えないし、まして「王手をかける」という理由のゆえに「ハエを驚かす」とは言えない。もちろん、これらの行為を同一とする説を捨てれば右のような困難は生じてこないと答えることもできようが、すると、例えば、「3四桂とうつ」という行為と、「3四桂とおもむろにうつ」という行為（同一行為者によって同一時空内でなされたとして）が一つの行為ではなく二つの行為であるということになり、我々の直観に反するように思われる。また、デヴィッドソン自身も述べていることから「のゆえに」は指示的に不透明な文脈を形成すると考えてよいだろう。<sup>(?)</sup>

たしかに、指示的に不透明な「のゆえに」の関係と、指示的に透明である「ひきおこす」の関係とは両立不可能に思えるが、後者は欲求・信念と行動という二つの事象間に成立するものであり、前者はその二つの事象についての種々の記述の間に成立する、と考えることで見かけ上のパラドクスは解消するように思われる。<sup>(8)</sup> 欲求や信念を事象とする際には、欲求や信念の到来や生起としての事象が考えられていることは既述のことより明らかであろう。例えば「Aをしたい」という欲求について、それを「Aをしたい欲求」「時刻tにおいて行為者Sが生じた欲求」「Bを見たことでSが生じた欲求」等としても、同一の欲求についての種々の記述であると解することが可能であることからわかるように、欲求についても行為についてでも事象と記述の区別をたて、同一の事象に関する様々な記述が存在する、ということを簡単には否定できないように思われる。それゆえ、根本理由と行為の関係を、記述の間の関係であると主張するのは、それ相応の道具立てが必要であると思われる。ここではその方向はとらずに、欲求・信念と行為という事象間に存する関係がはたして因果的關係なのかどうかについて考察してみることしよう。根本理由と行為の関係は石の衝突とガラスの破壊の関係とパラレルであるとデヴィッドソンは考えている。両者とも個別因果関係であり、その原因は直接に非帰納的に知られ、或る一般法則の存在を含意しているとされる。これが正しければ、根本理由と行為の関係は因果関係であり、一般法則の存在が含意されるのだから、一元論が成立することになる。それゆえ、まず石とガラスの事例を考察する必要があるだろう。

個別因果言明と。パラダイム、油環、と異なり、油環の場合には、油環の衝突がガラスの破壊の原因であると直接に知りうる、という点の吟味から始めよう。この直接的知識が否定されれば、行為の場面との類似が破綻することになり、根本理由と行為の関係が通常の因果関係ではなくなるので、これはどうしても維持しておきたい主張である。個別因果言明に関するデヴィッドソンの解釈は彼自身の述べるところでは、従来のヒューム・ミルの解釈とデューカースの解釈を和解させる立場にあるものである。前者によれば、個別因果言明は一般法則を含蓄し、個別因果言明を信ずるのはそのような法則があると思する理由をもつときに限るとされるのに対し、後者は、個別因果言明は一般法則を含蓄せず、そうした法則を知ることなしに個別因果言明が真であると知りうる主張される。デヴィッドソンは、個別因果言明は一般法則を知ることなしにも真であると知られるが、一般法則を含蓄こそしないが或る一般法則が存在するということを含蓄する、という説を提示するのである。<sup>(10)</sup>

まず、個別因果言明の認識根拠を考えてみると、ヒューム・ミルの説では、一般法則の知識が必要条件となっている。デューカースの場合にはそうした知識は不要で、観察あるいは知覚により直接知られると言われる。デヴィッドソンの説では、何らかの一般法則が存在するということを知ることが認識における必要条件である。しかし、何らかの一般法則が存在することを知るとはどういうことなのであろうか。Aのタイプの事象にBのタイプの事象がつねに続いて起こるといふことを知ることなのだらうか。けれども、これだけで因果法則の存在を知るといふことはできないだろう。ヒュームも気づいていたし後にミルによって明確に述べられたように、一致法や差異法等の帰納的方法が必要となるだろう。すると、行為の理由に関する直接的知識のあり方と、一般に原因を知る帰納的仕方との相違を解消しようとした意図が水泡に帰することにならう。事実、デヴィッドソン自身も、唯一つの事例でも、因果法則の存在を確信させるに十分な場合がしばし

『行為の因果説について』

ばあると述べていた。

そうなると、ある何らかの因果法則が存在すると知ることが全く不可解なことに思えてくる。どのような状況のもとでその種の知識が成立するのであろうか。因果法則の具体的内容は知らないが、ともかく何らかの法則があるに違いないという単なる「確信」と、実際に存在するという「知識」の相違を、帰納的方法を用いずに示すことは可能だろうか。おそらく不可能だろう。すると、個別因果言明の知識の成立するための必要条件がつねに未規定であるということになるだろう。

帰納的方法によらずに個別因果言明の知識を根拠づけるためには、何らかの因果法則の存在を知ることには訴えるのではなく、個別因果言明自体が直接にその真理性を知られるという方向をたどる必要がある。これはデユカースのめざした方向をとるということを意味する。一般法則について何も知らなくとも、個別因果言明の真であることを知りうることになり、個別因果言明は一般法則を含意しないことになる。しかし、このような認識論的必要条件の議論は、個別因果言明が一般法則を含意するか否かといった論理的必要条件の議論とは別であるという意見もある。それによれば、個別因果言明が直接に真であると知られるということと、個別因果言明は何らかの一般法則が存在することを論理的に含意する、ということが両立可能となる。こうしてデヴィッドソンを擁護することができるだろう。

今度は、個別因果言明と或る一般法則との間の論理的関係について考察してみることにする。前者が後者を含意しないということを示すため、デユカースは因果関係を一般性や恒常性を含まない形で定義してみた。その定義の簡略化された形は「個別的变化Kの原因とは、Kの直前にすぐ周辺で生じた唯一の個別的な変化Cのことである」のようになる。彼はこのようにして因果関係の「意味」を定め、ここには一般性は登場してこず、一般性は因果関係の存在する証拠として発見されるべきものとし、「検証」の領域に一般性を位置づけている。個別的因果関係は一般性なしに直接に観察されるのみならず、意味の上でも一般性を含意しないことになる。

しかし、右の定義はデユカースも認めているように十分条件としての原因しか述べていない。定義項中の「唯一の」というのが無制限に多くの事象の変化を原因としてしまうのである。石が窓ガラスをわるという事例に関してさえ事情は変わらない。例えば、窓ガラスのそばで鳴いていたカナリアの声の起こした空気の振動も、右の定義に従えば原因となってしまう。デユカース自身も述べているように、単に十分条件ではなく、必要十分条件としての原因の特定は、同種の他の事象に共通な項をさがすという意味で一般化・反復に関わることになる。「(カナリアの声の振動ではなく)石の衝突がガラスをわった」と言うためにさえ、一般的法則や反復的経験が必要とされる。デユカースの説に従うならば、ふつうに個別因果言明とよばれるものも、それが真であることを知るために一般化を必要とすることになる。一般化なしに知りうるのは、例えば、ガラスのわれる直前にガラスの周辺で生じたあらゆる変化がガラスの破壊をひきおこした、ということにすぎない。デユカースは、必要十分条件としての原因が直接に知られる特殊な事例の存在に着目していなかった。特殊な事例への着目はデヴィッドソンの説の核心となっており、ヒューム・ミルの立場とデユカースの説の両方と著しい対照を示している。特殊な事例においては原因は直接に非帰納的に知られ、その他の複雑な場合には帰納的に知られ一般化を必要とする。そして、非帰納的に知られた因果言明も或る一般法則の存在を含蓄する、というのが彼の説である。この説は特殊事例への着目の点で評価できるが、一般法則の存在を含蓄するという主張は認めることができないように思われる。

そのことは、特殊な事例における原因についての直接的知識ということが何を意味するか考察することで明らかになるだろう。この種の知識は、例えば典型的な赤いものを前にして「それは赤い」と知る場合と類似しているように思える。赤いということを他の語や概念を用いて定義することはできないように、原因も循環なしには定義不可能であると思われる。デユカースはその不可能なことを試みた。因果関係を他の概念を用いて定義しておいてから、石とガラスの例に適用しようとしたのである。それゆえ、その事例においてさえ、石を原因と特定するのに検証を必要とし、一般化・反復を避

## 『行為の因果説について』

けられなかった。石とガラスの事例等は、「原因」「結果」「因果関係」という概念によって分析されるべきものではない。では、そうした事例と諸概念はいかなる関係にあるのか。そうした事例は、それら諸概念の意味の生成するパラダイムであると言える。『因果関係』等の意味は他の概念によって与えられるのではなく、石とガラスの事例等のうちに与えられるのである。すなわち、原因とは、例えば石とガラスの場合における石の衝突のようなもので、結果とはガラスの破壊のようなもので、因果関係とは石の衝突とガラスの破壊の間に成立しているような関係のことである、と我々はそれら諸概念の意味を把握しており、これ以上の規定は不可能である。「なぜカナリアの声ではなく石が原因なのか」の問いに対する答えは「我々はふつう『原因』という語をそのように用いているから」となるであろう。それは「夕陽の色をなぜ『赤』と言うのか」に対して「我々は『赤』という語をそのように用いているから」と答えるのと類似している。

パラダイムの事例によって直接に見てとられるのは因果関係の意味であり、実際ふつうの場で原因を特定したりする際には反復的観察や帰納的一般化が登場してくる。石がガラスをわたったように見えても、実は石の衝突する直前にある種の衝撃波がガラスの面に作用したということもありえよう。その場合の原因の特定は周囲の状況の検討や過去の経験、一般法則等を必要とするだろう。しかし、ここでも「原因」はやはりその意味を石とガラスの事例から与えられている。石とガラスの例における石のように振舞ったのは、この場合は石なのかそれとも衝撃波なのか、ということが探求されているからである。

しかし、因果関係は、石とガラスや他のパラダイムの事例との類似を認められないほど複雑の場合にも成立するとされているし、万有引力による遠隔作用の場合にも因果関係が言われることがある。こうした場合には、因果関係の意味の生成するパラダイムから離れて、新たな因果関係の意味が基準や検証方法の提示によって与えられていると考えられる。意味と検証の仕方とが、ここでは一致していると言ってもよいだろう。「因果関係」のもとの意味と新しい意味は互いに異



なるものでありながら或る種の連続性も保っている。新旧の意味の関係は例えば、ハナミズキの「花」のように見えるのは実はそうではなくて、本当の「花」はおしべのように見える部分である、というときの「花」の二義性と類似している。一方はサクラやユリ等の事例によって意味を与えられており、他方はそれらの花の構造や機能を基準として意味が与えられている。

このように、石とガラスの事例を「因果関係」の意味の生成するパラダイムと解することで、その事例での原因を直接に知るといふことの意味するところが明らかになった。この考えに従えば、その種の個別因果言明を真であると知るといふことは、「原因」「結果」といった語を適切に使用することにほかならないことになる。こうした帰結を拒めば、ヒューム・ミルの解釈に戻るしかあるまい。デユカースは十分条件としての原因のみ知りうるという説であったが、これよりも更に強く、必要十分条件としての原因が或る特殊な事例においては直接に知りうるということを主張するためには、これがデヴィッドソンの主張であった。そうした事例が因果関係の意味を生成する或いは定めるパラダイムであり、原因を直接に知るとは、「原因」という語を正しく用いるということにはかならない、ということを確認しなければならない。すると、石とガラスの場合には、個別因果言明が非帰納的に知られ、その言明は或る一般法則が存在することを含意する、というデヴィッドソンの主張は誤りであることがわかる。主張の前半を認めれば後半が言えなくなるからである。石とガラスの事例で「石の衝突がガラスをわった」と言明することは、因果関係の意味を正しく把握していることを示しているが、一般法則の存在は含意されていないのである。「夕陽の色は赤い」という言明が一般法則の存在を含意しないのと事情は同じである。こうした場合にも反復があるとすれば、それは語の用法の習得におけるそれであり、一般法則とは何の関係もない。それは、石とガラスの例に陰伏的に含まれた反復が、例えば、石—ガラス、石—花瓶、バット—ガラス、柱—壁、石—波紋、ナイフ—布、といった、石とガラスの例をパラダイムとする「因果関係」の語の適用しうる諸事例の列挙であることからわかるだろう。石—ガラス、ナイフ—布に共通の一般法則など探求しても意味がないのである。

## 『行為の因果説について』

以上のことより次のことがわかった。根本理由の直接的知識とパラレルに石の衝突を原因であると直接に知ることを主張すれば、個別因果言明が一般法則の存在を含意していないと主張せざるえず一元論は破綻する。また、後者の帰結を避けようとすれば、原因は直接に知りえないこととなり、根本理由は原因ではなくなり、根本理由と行為の関係も因果関係（少なくとも科学で用いる意味での）ではなくなることになる。いずれにせよ、デヴィッドソンの企ては失敗に帰すると行ってよいだろう。さらに、特権的事例として出された石とガラスの例は、そもそも個別因果言明という名にふさわしいものであると言えるだろうか、ということが問題になる。個別因果言明はそうした特権的事例を前提としてなされる、つまりそれらから意味が生成した「ひきおこす」という語を諸事象に適用してなされるものであり、特権的事例の記述とは明らかに異なるように思える。すると、石とガラスにパラレルに考えられた根本理由と行為の関係も、因果関係ではなく、「のゆえに」のあらわす関係（理由と行為の関係）に尽きてしまうように思われる。つまり、石とガラスの事例での非帰納的性格に着目すれば、非帰納的に知るのの原因ではなく、「原因」の意味でありこれを記述したものが因果言明ではなく一般法則の存在も含意しないことになり、それに対してふつうの（特権的でない）石とガラスについての言明の因果的で一般法則を含意する仕方に着目すれば、非帰納的性格が脱落してしまふ。デヴィッドソンが根本理由と行為の関係を明らかにするために出した事例は、原因と理由との間を橋わたすことはできない。根本理由と行為の関係は、個別因果言明に関する独自の解釈をもってしても、因果的關係であると示すことはできないのである。

註 (デヴィッドソンの論文はすべて D. Davidson, "Essays on Actions & Events" Oxford, 1980 のページを指示する) 立するとされる

(1) F. Stoutland, 'Oblique causation and reasons for action', Synthese 43(1980) pp. 351-367.

(2) これら二つは、'Actions, Reasons, and Causes' (1963) pp. 3-19 に従って採る。

(3) この議論については左記を参照。

J. L. Mackie, "The Cement of the Universe" Oxford, 1974. Chap. 11.

(4) A. I. Goldman, "A Theory of Human Action" Princeton Univ. Press, 1970. Chap. 3.

意味

- (5) D. Davidson, 'Freedom to Act' (1973) p. 79.
  - (6) 'Freedom to Act' p. 80.
  - (7) 'Mental Events' (1970) pp. 222-223.
  - (8) 'Psychology as Philosophy' (1974) p. 230.
  - (9) 'Actions, Reasons, and Causes' p. 5.
  - (10) L. F. Mucchiolo, 'Explanation by reasons and by causes again' Mind, 1973, pp. 604-605
  - (11) 「因果的説明との区別」理由による説明を因果的説明とする説の調停をなすこと。降
  - (12) 「因果的説明との区別」理由による説明を因果的説明とする説の調停をなすこと。降
- ここで個別因果言明とかわれるのは本来のそれではなく、ヒュームとの相違はそれほど明確でないことは後に触れる。
- C. J. Ducasse, 'On the Nature and the Observability of the Causal Relation' Journal of Philosophy, 23(1926) reprinted in "Truth, Knowledge, and Causation" RKP, 1968, pp. 1-14, and reprinted in "Causation and Conditionals" Oxford Readings in Philosophy, pp. 114-125.

哲学の「常識」のひとつに、相対主義はそれをひとつの哲学的立場として主張するその立場に自らを反駁することになる、といったものがある。だが、いったいここで示唆されている相対主義の自覚とは、正確にはどのような論法を指しているのだろうか。この問いに答えようとするとき第一に出会う困難は、「相対主義」という名称のもとに何が指されているかを特定することである。この困難は、「相対主義」という語のほかに「主観主義」とあるいは時によっては「懐疑主義」といった語が似通った脈絡のなかで無差別に使われているといった用語上の見通しにくさによって倍加されている。そうした用語上の混乱を整理することはそれ自体ひとつの重要な概念的課題の解決に寄与することとなりうが、この小論の目標はそこにはない。相対主義の論駁のためにしばしば用いられてきた、と言うよりはむしろ、単に言及されるだけの方が多いのだが、「相対主義の自己論駁」を吟味することがここでこの課題である。このためには、相対主義を似通った立場から区別し、また相対主義のさまざまな形態を区別することも必要となるであろう。しかしながら、このような区別は、われわれが当面吟味しようとする論法を扱うために設定されるものに過ぎない。

【行為の因果説について】意味